

浜松市農地法第3条に係る許可基準

(目的)

第1条 この許可基準は、農地法(昭和27年法律第229号、以下「法」という。)第3条の規定による農地の権利の設定又は移転に係る基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは、土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。また、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても、耕作しようとするればいつでも耕作できるような、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地(遊休農地)も含まれる。この場合、農地であるかどうかの判断は、土地に係る登記事項証明書に表示されている地目によるのではなく、その土地の現況によるものとする。

(耕作の事業に供すべき農地)

第3条 法第3条第2項第1号に定める「耕作の事業に供すべき農地」は、原則として同号に掲げる農地に係る権利(区分地上権を除く。以下同じ)を取得しようとする者及びその世帯員(以下「許可申請者」という。)が権利を有している農地及び申請に係る農地をいう。

2 法第3条の規定により所有権を取得した農地については、原則として3年間は転用を認めないものとする。

(条件付き許可)

第4条 法第3条の規定により所有権を取得する者が、農地台帳(法第52条の2)に登録、整備されていない場合、以下の条件を付して許可するものとする。

浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が指定した期日までに申請地の耕作状況を報告すること。ただし、作付け作物は申請書に添付された耕作管理計画書に記載したものとする。

耕作管理計画書の内容に変更があった時は、農業委員会に新たな耕作管理計画書を提出すること。

(下限面積の例外)

第5条 権利の取得後における耕作の事業が農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第3項第1号に該当する「草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる」場合の耕作面積は、当該事業に係るものについて、下限面積の2分の1以上とする。

2 前項にいう「その経営が集約的に行われるもの」とは、花卉栽培、清浄野菜栽培などで、単位面積当たり投下される資本と労働が通常の作物栽培に比較して格段に多量であり、かつ、その投下が反復的に常時行われることで単位面積当たりの所得が著しく高額となるような経営を指すものとする。

(耕作状況の確認等)

第6条 許可申請者の耕作状況は農地台帳で確認する。市外に住所を有する許可申請者の耕作状況は、その住所地を管轄する農業委員会が発行した農業経営状況証明により確認する。

2 許可申請者が耕作の事業に供すべき農地の全部又は一部が不耕作地である場合は、当該農地がすべて耕作地となるまで法第3条の規定による許可申請に対する許可をすることができない。不耕作地を耕作地とするには、事務局職員又は農業委員会の委員、浜松市農地利用最適化推進委員若しくは農業調査員が耕作を開始したことを確認して、農地台帳の補正を行う。

3 許可申請者が耕作の事業に供すべき農地の全部又は一部に違反転用の事実がある場合は、当該農地に違反転用の事実がなくなるまで法第3条の規定による許可申請に対する許可をすることができない。違反転用の是正は、転用の許可が可能なものは、所定の手続きを行うことにより転用の許可を受け、転用許可の見込みがないものは農地に復元し、農地台帳の補正を行う。

4 土地改良事業若しくは区画整理事業施行完了前の区域内農地、又は「経営所得安定対策等営農計画書」に保全管理と記載されている水田は耕作面積に含むものとする。

(耕作の事業に供すべき農地の例外)

第7条 おおむね10㎡未満であり、隣接農地が自作地でなく、通常の耕作管理ができない農地は、狭小農地とみなし、耕作の事業に供すべき農地から除外する。

2 地形・周囲の状況等により通常の耕作管理が困難と思われる農地は、現地調査のうえ耕作不適地とみなし、耕作の事業に供すべき農地から除外する。

3 第1項及び第2項の土地については、耕作面積に算入しない。

(農業従事日数)

第8条 許可申請者に係る農業従事日数は、年間60日以上、かつ、世帯員全体で年間150日以上とする。

(共有名義での権利取得)

第9条 法第3条の規定による許可申請により農地に係る権利を共同で取得しようとする者は、同一世帯の構成員であり、かつ、各申請者及び世帯員全体に係る農業従事日数は、前条に規定する日数を下回ってはならない。

(外国人による農地取得等)

第10条 日本に居住している外国人のうち、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第2条の2に規定する別表第二に定める永住者の在留資格を有する者は、法第3条の規定により所有権を取得することができる。

2 前項の者における在留資格の確認は、本人の所持する特別永住者証明書又は在留カードの提示を求めて、確認するものとする。

(標準処理期間)

第11条 農業委員会会長は、事務局に許可申請が到達した日から30日以内に当該申請に対する処分を行うものとする。

(その他)

第12条 この許可基準に規定されない事項については、法の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。